

## まえがき

一、本書は、明治初年以來、主として文部省で行われた國語調査事業の沿革に關し、典拠となるような資料を編集したものである。

一、國語調査事業と教科書、教育制度等は密接な関連をもつものであるが、關係面は最少限度にとどめた。ただし、明治三十五年國語調査委員会の発足までは教科書行政に關する部分が主となつてゐる。

一、資料は、大体年代順に配列したが、委員会・協議会の構成・業績等についてはその会ごとにまとめておいた。なお、別に年表をそえて編年的閲覽の便をはかつてある。

一、委員会決定答申事項、委員長報告、所管部局発表事項等施策の内容に関する文献は、今日では容易に見られないものもあるので、全部複製收録したいと思つたが、紙数の都合で次の機会にゆずつた。

一、文献そのものは收め得なかつたが、出所は一々明らかにしておいた。なお、備考として要項を摘記した場合もあるが、なるべく編集者の筆は加えない方針をとつた。

一、大正大震災、および今次の戰災による被害で、資料の收集がきわめて困難であることと、限ら

れた時日のため未調査事項もあり、誤脱の部分が少くないと思う。(とくに國会関係事項は調査未了のため割愛した。)これらは他日の補正を期したい。

一、編集は文部事務官細井房夫が担当した。

昭和二十四年三月

# 文部省官制及び分課規程

明治四年七月十八日太政官布告

大學ヲ廢シ文部省ヲ被置候事

明治四年七月（日欠）

文部省

卿

掌 總判 教育事務管大中小學校

明治四年九月十八日太政官達

其省中編輯寮被置候事

但二等寮之事

明治五年八月三日文部省布達第十三號別冊

學 制（全文略）

明治五年九月十三日太政官布告第二百六十二號

文部省編輯寮被廢大中小督學被置候事

(略)

明治五年十月（日欠）文部省達

教科書編成掛

中小學教科書籍編成ノ爲メ右掛リ御設相成候事

明治六年三月十三日文部省達

右編書課ト被改候事

明治七年十月三十一日文部省達

編書課被廢候事

明治十三年三月二十五日文部省達

文部省中學務課報告課ノニ二課ヲ廢シ官立學務局地方學務局編輯局報告局ノ四局ヲ置キ會計課ヲ會計局ト改稱候條此旨相達候事

(中略)

### 編輯局

學務上所要ノ圖書編輯印行等ニ關スル一切ノ事務ヲ掌ル

明治十九年二月二十六日勅令第二號 各省官制 (明一九・二・二七官報) (伊藤内閣・森文相)  
(他省略)

### 文部省

(略)

第六條 文部省中左ノ諸局ヲ置ク

### 學務局

### 編輯局

### 會計局

(略)

第十二條 編輯局ニ第一課第二課及第三課ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム

第十三條 第一課ニ於テハ教科書ノ著譯編述及校訂ニ關スル事務ヲ掌ル

第十四條 第二課ニ於テハ圖書ノ印刷ニ關スル事務ヲ掌ル

第十五條 第三課ニ於テハ教科用圖書ノ検査ニ關スル事務ヲ掌ル

明治二十三年六月二十日（明二三・六・一二官報）

勅令第百一號

文部省官制

（略）

（山縣内閣・芳川文相）

第二條 文部省ニ總務局ヲ置キ通則ニ掲タルモノ、外教科用圖書ノ検定教育上必要ナル圖書ノ編纂及外國圖書ノ翻譯其他各局ノ所掌ニ屬セサル事務ヲ掌ラシム

文部省分課規程（明二三・六・三〇官報）

（略）

文部省總務局及各局分課規程

（略）

第一條 總務局ニ文書課、報告課、記錄課、圖書課ヲ置ク

第五條 圖書課ハ教科用圖書ノ検定及教育上必要ナル圖書編纂ノ事ヲ掌ル

明治二十四年七月二十四日（明二四・七・二七官報）

勅令第八十一號

各省官制通則中左ノ通改正ス

第二十條 各省ニ大臣官房ヲ置ク

明治二十四年七月二十四日（明二四・七・二七官報）

勅令第九十三號

文部省官制

第二條 大臣官房ニ於テハ通則ニ掲タルモノノ外左ノ事務ヲ掌ル

一 (略)

二 (略)

三 教育用圖書検定ニ關スル事項

四 教育上必要ナル圖書ノ編纂ニ關スル事項

(松方内閣・大木文相)

明治二十四年八月十七日

(同日官報)

六

文部省分課規程

第一條 文部大臣官房ノ事務ハ秘書官ノ主掌ニ屬スルモノ、外左ノ七課ヲ置キ之ヲ分掌セシム

會計課 文書課 圖書課 教員檢定課 教員恩給課 報告課 記錄課

(中略)

圖書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 教科用圖書検定ニ關スルコト

二 教育上必要ナル圖書ノ編纂ニ關スルコト

(略)

明治二十六年一月二十七日 (同日官報)

文部省分課規程

圖書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 教科用圖書検定ニ關スルコト

二 教育上必要ナル圖書ノ編纂ニ關スルコト

三 參考圖書ノ管理ニ關スルコト

勅令第百二十二號

各省官制通則

(伊藤内閣・井上文相)

明治二十六年十月三十日(明二六・一〇・三官報)

勅令第百四十四號

文部省官制

明治二十六年十一月二日(同日官報)

文部省分課規程

第一條 大臣官房ニ秘書課、文書課、會計課、圖書課ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム

(図書課分掌事務ハ從前通り)

明治三十年十月六日(明三〇・一〇・九官報)

勅令第三百四十二號

文部省官制

第四條 文部省ニ左ノ四局ヲ置ク

(松方内閣・蜂須賀文相)

高等學務局 普通學務局 實業學務局 圖書局

第九條 圖書局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 教科用圖書ノ検定及認可ニ關スル事項

二 教科用圖書其ノ他教育上必要ナル圖書ノ編纂及翻譯ニ關スル事項

三 圖書館ニ關スル事項

四 參考圖書ノ保管ニ關スル事項

明治三十年十月十二日（同日官報）

文部省分課規程

第五條 圖書局ニ第一課第二課第三課ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム

第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 文科ニ屬スル教科用圖書ノ検定及認可ニ關スルコト

二 文科ニ屬スル教育上必要ナル圖書ノ編纂及翻譯ニ關スルコト

第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 理科ニ屬スル教科用圖書ノ検定及認可ニ關スルコト

第三課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 文科理科ニ屬セサル教科用圖書ノ検定及認可ニ關スルコト

二 文科理科ニ屬セサル教育上必要ナル圖書ノ編纂及翻譯ニ關スルコト

三 圖書館ニ關スルコト

四 參考圖書ノ管理ニ關スルコト

五 他課ニ屬セサル事務

明治三十一年十月二十二日（同日官報号外）

（大隈内閣・尾崎文相）

勅令第二百五十七號

各省官制通則中左ノ通改正ス

明治三十一年十月二十二日（同日官報号外）

勅令第二百七十九號

文部省官制

第二條 大臣官房ニ於テハ通則ニ掲クルモノ、外左ノ事務ヲ掌ル

一 公立學校職員ニ關スル事項

二 文部省ニ於テ施行スル教員検定ニ關スル事項  
 三 圖書及圖書館ニ關スル事項

四 海外留學生及教員ノ海外派遣ニ關スル事項  
 五 高等教育會議ニ關スル事項

六 學校衛生顧問會議ニ關スル事項

七 美術ニ關スル事項

八 博覽會及博物館ニ關スル事項

九 褒賞ニ關スル事項

第四條 文部省ニ左ノ二局ヲ置ク

専門學務局 普通學務局

明治三十一年十一月一日（同日官報）

文部省分課規程

第一條 大臣官房ニ秘書課文書課會計課圖書課美術課ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム

圖書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 教科用圖書ニ關スルコト

一 教育上必要ナル圖書ノ編纂ニ關スルコト

三 參考圖書ノ管理ニ關スルコト

四 圖書館ニ關スルコト

明治三十三年三月三十日（明三三・三・三一官報）

勅令第百六號

文部省官制中左ノ通改正ス

三 圖書ニ關スル事項（圖書館ニ關スル事項ハ専門學務局所管）

明治三十三年四月四日（同日官報 一日ヨリ施行）

文部省分課規程

圖書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 教科用圖書ニ關スルコト

二 教育上必要ナル圖書ノ編纂ニ關スルコト

三 參考圖書ノ管理ニ關スルコト

（山縣内閣 横山文相）

明治三十三年四月二十七日（同日官報）  
勅令第百六十一號

（山縣内閣・樺山文相）

各省官制中左ノ通改正ス

第十一條 各省ニ總務局ヲ置ク

明治三十三年五月十九日（同日官報号外）

勅令第二百八號

文部省官制中左ノ通り改正ス

第二條中「大臣官房」ヲ「總務局」ニ改メ左ノ一號ヲ加ヘ以下順次繰下ク

官吏ノ進退身分ニ關スル事項

明治三十三年五月二十日（明三三・五・二二官報、二十日ヨリ施行）

文部省分課規程

第一條 總務局ニ人事課文書課會計課圖書課建築課及學校衛生課ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム

明治三十六年十二月四日（明三六・一二・五官報）

勅令第二百二十七號

（桂内閣・久保田文相）

文部省官制中左ノ通り改正ス

第二條中「總務局」ヲ「大臣官房」ニ改メ第一號及第三號ヲ削ル

明治三十七年五月二十一日（明三七・五・二一官報）

勅令第百四十九號

（桂内閣・久保田文相）

文部省官制中左ノ通改正ス

第八條ノ二 文部省ニ專任編修四人ヲ置ク奏任トス 教科用圖書ノ編修ヲ掌ル

○官制改正（明四四・五・一〇官報）

〔勅令〕

朕文部省官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

明治四十四年五月九日

内閣總理大臣 公爵 桂

文部大臣 小松原英太郎

勅令第百四十四號

文部省官制中左ノ通改正ス

第四條中「三局」ヲ「四局」ニ改メ「實業學務局」ノ次ニ「圖書局」ヲ加フ

第六條ノ三 圖書局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 國定教科用圖書ノ編修及發行ニ關スル事項
  - 二 教科用圖書ノ調查、檢定及認可ニ關スル事項
  - 三 教育上必要ナル圖書ノ編修及翻譯ニ關スル事項
  - 四 圖書ノ管理ニ關スル事項
  - 五 國語ノ調査ニ關スル事項
- (下略)

○分課規程改正 (明四四・五・一一官報)

○文部省分課規程中改正 文部省ニ於テ昨十日文部省分課規程中左ノ通改正セリ

第一條第一項中「圖書課」及同條第五項ヲ削除ス

第四條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第五條 圖書局ニ第一課第二課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム

第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 國定教科用圖書ノ編修ニ關スルコト

二 諸學校教科用圖書ノ編修ニ關スルコト

三 教育上必要ナル圖書ノ編修及翻譯ニ關スルコト

四 師範學校中學校高等女學校小學校教科用圖書ノ檢定及認可ニ關スルコト

第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 國定教科用圖書ノ發行ニ關スルコト

二 諸學校教科用圖書及教育上必要ナル圖書ノ發行ニ關スルコト

三 教科用圖書調査委員ニ關スルコト

四 國語ノ調査ニ關スルコト

五 參考圖書ノ管理ニ關スルコト

六 他課ニ屬セサル事務

## ○官制改正（大正・六・一五官報）

〔勅令〕

朕文部省官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

大正五年六月十四日

一六

内閣總理大臣 伯爵 大隈重信  
文部大臣 法學博士 高田早苗

勅令第百六十七號

文部省官制中左ノ通改正ス

(中略)

第六條中「圖書ノ編輯、發行及檢定」ヲ「學校衛生」ニ改メ同條第一項ニ左ノ一號ヲ加フ

十一 國語ノ調査ニ關スル事項

(下略)

○分課規程改正 (大五・六・一六官報)

○文部省分課規程中改正 文部省分課規程第一條中大臣官房ニ圖書課ヲ加ヘ從來普通學務局第二課ニ於テ掌レル圖書ノ編輯、發行、檢定及教科用圖書調查委員ニ關スル事項ヲ同課ニ於テ分掌セシメ又文書課ノ分掌事務中學校衛生及學校醫ニ關スル事項ヲ普通學務局第二課ニ移シ同局第三課ノ分掌事務ニ國語調査ニ關スル事項ヲ加ヘ昨十五日ヨリ施行セリ (大正二年六月十八日本欄文部省分課規程改

正ノ項參看)

〔参考〕

○分課規程改正 (大二・六・一八官報)

○文部省分課規程改正 文部省ニ於テ本月十三日分課規程ヲ左ノ通改正セリ  
文部省分課規程

第三條 普通學務局ニ第一課、第二課及第三課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム

○國語に關する調査囑託 (大五・六一一〇・六)

(普通學務局第三課)

顧問 上田萬年 主任 保科孝一 後藤朝太郎 安藤正次 足利於菟丸 山口察常  
元田脩三 江田準繩 日下部重太郎 山本信吉 高森良人

(書記) 池田傳治 大瀬六郎

〔漢字整理案作成〕

主任 服部宇之吉 松井簡治 上田萬年 芳賀矢一 岡田正之 林泰輔 保科孝一

諸橋轍次

(補助員) 山口察常 高森良一 竹田復 後藤朝太郎

〔アクセントの調査〕 安藤正次 東條操 佐久間鼎 神保格

〔方言調査〕 安藤正次 東條操 保科孝一 山本信吉

○官制改正（大九・四・二八官報）

〔勅令〕

朕文部省官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

大正九年四月二十七日

内閣總理大臣 原  
文 部 大 臣 中 橋 德 五 郎 敬

勅令第百二十一號

文部省官制中左ノ通改正ス

（中略）

第四條中「四局」ヲ「五局」ニ改メ「實業學務局」ノ次ニ「圖書局」ヲ加フ

（中略）

第六條ノ三 圖書局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 教科用圖書ノ編輯及發行ニ關スル事項
- 二 教科用圖書ノ調査、檢定及認可ニ關スル事項
- 三 國語ノ調査ニ關スル事項

（下略）

○分課規程改正 (大九・五・一三 官報)

○文部省分課規程中改正 文部省ニ於テ今般同省分課規程中左ノ通改正セリ

第一條第一項中「圖書課」及第五項ヲ削ル

第三條ノ三 圖書局ニ第一課第二課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 國定教科用圖書ノ編輯ニ關スルコト

二 諸學校教科用圖書ノ編輯ニ關スルコト

三 教科書調査會ニ關スルコト

四 國語ノ調査ニ關スルコト

○分課規程改正 (大一三・一二・二五 官報)

○文部省分課規程中改正

文部省分課規程中左ノ通改正シ本月二十二日ヨリ施行セリ

第三條ノ三ヲ第五條ニ改メ「第一課」ヲ「編修課」ニ「第二課」ヲ「發行課」ニ改ム

○官制改正 (昭一五・一一・一五官報)

〔勅令〕

朕文部省官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

昭和十五年十一月十四日

内閣總理大臣 公爵 近衛文麿  
文部大臣 橋田邦彦

勅令第七百六十八號

文部省官制中左ノ通改正ス

第八條ノ四 文部省ニ國語調査官專任二人ヲ置ク奏任トス國語ノ調査ヲ掌ル

第八條ノ五 文部省ニ國語調査官補專任二人ヲ置ク判任トス國語調査官ノ事務ヲ助ク

○分課規程改正 (昭一五・一一・三〇 官報)

○文部省分課規程中改正 一昨二十八日文部省分課規程中左ノ通り改正セリ

第六條第一項中「發行課」ノ下ニ「及國語課」ヲ加ヘ第二項中第四號及第五號ヲ削リ第三項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

國語課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 國語ノ調査ニ關スルコト
- 二 日本語教科用圖書ノ編輯ニ關スルコト
- 三 國語審議會ニ關スルコト

○辭令（昭一五・一一・三〇官報）

昭和十五年十一月二十八日

文部省圖書監修官 大岡保三

圖書局國語課長ヲ命ス

○官制改正（昭一七・三・二十四官報）三一ページ参照

○官制改正（昭一八・一一・一官報号外）

〔勅令〕

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ行政機構整備實施ノ爲ニスル文部省官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

昭和十八年十一月一日

内閣總理大臣 東條英機  
文部大臣 子爵 岡部長景

勅令第八百十二號

文部省官制中左ノ通改正ス

第三條中「八局」ヲ「六局」ニ改メ「圖書局、教化局」ヲ削ル

（中略）

第七條 教學局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 國體ノ本義ニ基ク教學ノ刷新振興及教學鍊成所ニ關スル事項

二 國語ノ調査ニ關スル事項

(下略)

○分課規程改正 (昭一八・一一・四官報)

○文部省分課規程中改正

文部省分課規程中左ノ通改正シ本月一日ヨリ之ヲ施行セリ

(中略)

第五條 教學局ニ教學課、思想課、國語課、宗教課及文化課ヲ置ク國語課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 國語ノ調査ニ關スルコト

二 日本語教育用圖書ノ編輯其ノ他日本語普及ニ關スルコト

三 國語審議會ニ關スルコト

○分課規程改正 (昭二〇・七・一二官報)

○文部省分課規程中左ノ通改正シ昨十一日ヨリ之ヲ施行セリ

文部省分課規程

第六條 教學局ニ教學課、思想課、宗教課及教化課ヲ置ク

教學課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 教學局所管ノ綜合事務ニ關スルコト
- 二 教學ノ刷新振興ニ關スル企畫調査及指導ニ關スルコト
- 三 教學ノ刷新振興上必要ナル學問、文化ノ普及並ニ其ノ研究等ノ獎勵ニ關スルコト
- 四 教職員、教育關係者ノ鍊成ニ關スルコト
- 五 國史編修ニ關スルコト
- 六 維新史料ノ編修刊行ニ關スルコト
- 七 維新史料ノ蒐集ニ關スルコト
- 八 維新史料稿本ノ複製並ニ獻上等ニ關スルコト
- 九 國語ノ調査ニ關スルコト
- 十 日本語教育用圖書ノ編纂其ノ他日本語普及ニ關スルコト
- 十一 教學鍊成所ニ關スルコト
- 十二 國語審議會ニ關スルコト
- 十三 法人ニ關スルコト
- 十四 他課ニ屬セサル事務

○官制改正（昭二〇・一〇・一五官報）

〔勅令〕

朕文部省官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

昭和二十年十月十三日

内閣總理大臣 男爵 幣原喜重郎

文部大臣 前田多門

勅令第五百七十號

文部省官制中左ノ通改正ス

第三條中「専門教育局、國民教育局、教學局」ヲ「學校教育局、社會教育局」ニ改メ「體育局」ノ次ニ「教科書局」ヲ加フ

第八條 教科書局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 教科用圖書ノ編輯及發行ニ關スル事項

二 教科用圖書ノ調査、檢定及認可ニ關スル事項

三 初等普通教育ニ關スル教員用參考圖書ノ認定及推薦ニ關スル事項

四 國語ノ調査ニ關スル事項

## ○分課規程改正 (昭二〇・一〇・一六官報)

○文部省分課規程中改正 文部省分課規程中左ノ通改正シ昨十五日ヨリ之ヲ施行セリ  
第二編修課ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

- 一 師範學校教科用圖書ノ編輯ニ關スルコト
- 二 青年師範學校教科用圖書ノ編輯ニ關スルコト
- 三 師範學校青年師範學校ノ教科用圖書ノ調査、検定又認可ニ關スルコト
- 四 國語ノ調査及整理統一ニ關スルコト
- 五 國語審議會ニ關スルコト

## ○分課規定改正 (昭二一・三・一一官報)

○文部省分課規程中改正 文部省分課規程中左ノ通改正シ本月六日ヨリ施行セリ  
第九條第一項中「及第二編修課」ヲ「第二編修課及調查課」ニ改ム

(中略)

同條第三項及第四項ヲ左ノ如ク改ム

(中略)

調査課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 教科用圖書及教材ニ關スル調査研究ニ關スルコト
- 二 教科用圖書及教材ニ關スル内外文獻並ニ資料ノ蒐集、整理及編纂頒布ニ關スルコト
- 三 教科用圖書及教材ノ翻譯ニ關スルコト
- 四 國語ノ調査及整理統一ニ關スルコト
- 五 國語審議會ニ關スルコト

○分課規程改正 (昭二一・一二・五官報)

○文部省分課規程中改正 文部省分課規程の一部を次の通り改正し、本月四日から施行した。

第九條第一項及び第五項中「調査課」を「教材研究課」に改める。

○分課規程改正 (昭二三・四・四官報)

○文部省分課規程中改正 文部省分課規程の一部を次のように改正し、四月一日からこれを施行した。

第三條 第五項 第六号を削る

第九條第一項中「及教材研究課」を「教材研究課及び國語課」に改める。

同條第五項第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、同項の次に左の一項を加える。

國語課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、國語ノ調査及ビ整理統一ニ関スルコト
- 二、國語審議会ニ關スルコト
- 三、ローマ字ノ調査ニ關スルコト

○禁令 (昭二二・四・二十四官報)

昭和二十二年四月一日

文部事務官 釘 本 久 春

教科書局國語課長ヲ命ス

○分課規程改正 (昭二二・五・二八官報)

○文部省分課規程中改正 文部省分課規程の一部を次のように改正し、五月二十三日から、これを施行した。

第九條 教科書局ニ庶務課、第一編修課、第二編修課、教材研究課及ビ國語課ヲ置ク

國語課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 國語ノ調査研究及ビ整理統一ニ關スルコト

二 國語審議会ニ関スルコト

三 ローマ字ノ調査ニ関スルコト

四 ローマ字ニ関スル教科用図書ノ編修ニ関スルコト

五 國語ノ研究團体ニ関スルコト

○國語課の事務分掌に関する件 (昭和二十二年四月一日決定)

第一條 國語課に總務、研究、ローマ字調査、校閲、普及の五係を置き、その事務を分掌する。

第二條 総務係は、左の事務を掌る。

- 一 課全般の総務に関すること。
- 二 文書の收受、発送に関すること。
- 三 債給、給料等の支給に関すること。
- 四 図書、備品および消耗品の出納に関すること。
- 五 その他庶務に関すること。

第三條 研究係は、左の事務を掌る。

- 一 國字、國語の研究に関すること。
- 二 國語審議会に関すること。

第四條 ローマ字調査係は、左の事務を掌る。

一 ローマ字の調査に関する事。

二 ローマ字教育の調査に関する事。

三 ローマ字教科書の編修に関する事。

第五條 校閲係は、左の事務を掌る。

一 教科書の校閲に関する事。

二 公用文書の校閲に関する事。

三 公用文の用字、用語の整理、統一に関する事。

第六條 普及係は、次の事務を掌る。

一 國語改良のための普及資料の配布並に講演会・講習会に関する事。

二 外國人に對する日本語教育に関する事。

第七條 係に主任を置く。主任は、上司の命を承けて、係の事務を統轄する。

係員は、上司の指揮を承けて、その係の事務に從事する。ただし、課長の命があるときは、他係の事務を助ける。

第八條 他の係に關係のある事務については、緊密に連絡すること。ただし、事務の遲滞を來さないように留意すること。

## ○文部省における國語調査所管部局一覽

(明治四十四年以前は官制上規定されていない。)

明治	四年	九月 18	編輯寮
	五年	九月 13	編輯寮廢止
	五年	十月	教科書編成掛
	六年	三月	編書課
	七年	十月 31	報告課
	十三年	三月 25	編輯局
	十九年	二月 27	(編輯局)
	二十三年	六月 26	總務局圖書課
	二十四年	八月 16	大臣官房圖書課
	三十年	十月	圖書局
	三十一年	十月	大臣官房圖書課
	三十六年十二月 5	五月 19	總務局圖書課
	三十六年十二月 5	五月 19	大臣官房圖書課
	四十四年	五月 9	圖書局第二課
大正	二年	六月 13	圖書局廢止
	五年	六月 15	普通學務局第三課(國語調査室)
	九年	四月 28	圖書局第一課(國語調査室)
	十三年十二月 22		圖書局編修課(國語調査室)
昭和	十五年十一月 28		圖書局國語課
		明治三十五年三月 24	國語調査委員會
		大正二年六月 13	國語調査委員會廢止
		大正十一年六月 24	臨時國語調查會
		昭和九年十二月 21	國語審議會

十八年十一月 一 教學局國語課

二十年七月 11 教學局教學課

二十年十月 15 教科書局第二編修課

二十一年三月 6 教科書局調查課（國語調查室）

二十一年十二月 4 教科書局教材研究課（國語調查室）

二十二年四月 1 教科書局國語課

〔補遺〕

○官制改正（昭一七・三・二十四官報）

昭和十七年三月二十三日（東條内閣・橋田文相）

勅令第二百十二號

文部省官制中左ノ通改正ス

第八條ノ三 文部省ニ國語調査官四人ヲ置ク奏任トス國語ノ調査ヲ掌ル

第八條ノ四 文部省ニ國語調査官補専任四人ヲ置ク判任トス國語調査官ノ事務ヲ助ク



# 文部省所管發表事項

## 編輯局編輯刊行書目（國語関係のみ摘錄）

語彙 卷一——五「あ」の部、同別記 明治四年十一月（編輯寮）

卷六——十二「い」「う」の部、明治十四年五月

送假名寫法 明治十三年三月——十六年三月 一冊

讀方入門 明治十七年三月 一冊

讀書入門 明治十九年九月 一冊

讀書入門掛圖 明治二十年四月 一冊

日本小文典 明治二十年四月 一冊

尋常小學讀本 明治二十年五月 七冊

高等小學讀本 明治二十一年五月 五冊

## ○單語篇 文部省

いしは（平仮名）五十音図（片仮名）事物の名称 歴代帝号 年号盡 苗字略等

【備考】 平仮名の「お」は「お」「え」は「ゑ」の字体を採用、片仮名の五十音図には、カ行鼻濁音の表記に「ガギグゲゴ」を用い、「バビブベボ」とともに「半濁音」としてある。

## ○送假名寫法

(文部省編輯局定)

内田嘉一錄

(明治十六年改正増補)

## ○讀方入門

(明治十七年三月)

一本書へ。小學ノ最下級ニ於テ。初學生徒ニ讀方ヲ授クルノ用ニ供シタルモノナレバ。其教方懇到叮嚀ヲ言トシ。徒ニ多數ノ文字ヲ授ケ。却テ復讀溫習ヲ怠ラシムルガ如キアル可カラズ。

(教師須知六則)

(下略)

【備考】 パビブ・ボの「半濁音」を「次清音」と呼んでいる。

## ○讀書入門

(明治十九年九月)

一、此書へ、年齢六歳以上ノ初學者ニ、最初半年間、言語ヲ學ビ、文字ヲ讀ムコトト、字形ヲ石盤上ニ書クコトトヲ教フル用ニ供シタルナリ。故ニ名ケテ、讀書入門ト云フ。(教師須知) 下略

【備考】 パビブ・ボはやはり次清音と呼んでいる。初めて口語体採用。

## ○讀書入門掛圖

(明治二〇・四・四官報、教育)

這回文部省編輯局ニ於テ讀書入門掛圖一綴ヲ出版セリ該掛圖ハ讀書入門第一課ヨリ第二十課ニ至ルノ二十葉ト其體裁ヲ同シクシ之ニ由テ五十音濁音次清音及數字ヲ教ヘ得ヘキモノナリ其畫圖ニヘ美麗且耐久ノ彩色ヲ施シ以テ兒童ノ注意快味ヲ喚起スルニ足ラシメ文字ハ筆畫ヲ正シクシテ以テ兒童ノ眼ニ明カナラシメ從テ作字ノ模範トスヘカラシム又其裝綴ノ如キモ取扱上ニ輕便ナランコヲ勉メタリ蓋シ學校ニ於テ一時ニ衆多ノ兒童ニ讀ミ書キヲ教授スルノ際又ハ家庭ニ於テ幼兒ニ讀ミ書キノ初步ヲ教フルニ當リテ此掛圖ニ由ラハ其便益少カラサルヘシ（文部省）

### ○日本小文典出版（明治二〇・四・一三官報）

文部省編輯局ニ於テ今般日本小文典ヲ出版セリ此書ハ同省ニテ英人チヤンブレン氏ニ囑シテ著サシムル所ニシテ理法ヲ歐洲ニ資リ以テ日本語ノ性質ヲ明ニシ其言語ノ種類ヲ分チ及文章法音韻論ヲ示シ卷中多ク表ヲ挿ミテ學者ノ捷覽ニ供ヘタリ又音韻ヲ論スルニ至リテハ漢字又ハ假名文字ヲ用フルトキハ其本質ヲ充分ニ理解スルコト能ヘサルヲ以テ特ニ羅馬字ヲ用ヒテ之ヲ說キ且羅馬字ニ熟セサル徒ノタメニ漢字交リ文ニテ之ヲ其上層ニ記セリ然レトモ是其概略ニ止マル者ニシテ氏ヘ他日大文典ヲ著ハシテ詳細完備ナル者ヲ示スコトアルヘシ（文部省）

文部省編輯局ニ於テ今般尋常小學讀本ヲ編纂セリ此書ハ讀書入門ニ次キ尋常小學科第一年ノ半期ヨリ第四年ノ末ニ至ルノ間兒童ニ讀書ヲ教フルノ用ニ供スルモノニシテ全部通シテ七冊トス其撰擇セル材料ハ恰モ兒童ノ心情ニ適シテ解シ易ク學ビ易ク且快通ナル趣味ヲ有シ不知不識ノ際兒童ノ品性ヲ涵養陶造スルモノヲ取レリ又其文體ハ始メニ談話體ヲ用ヒ後進ミテ文章體ニ移リ談話體ヘ成ルヘキタケ一地方ノ方言ト鄙野ニ涉レル者トヲ避ケテ平易ニ之ヲ敍述シ文章體ハ流暢ニシテ意義ノ解シ易キヲ旨トシテ之ヲ記述セリ又本書中ニ編入セシ漢字ノ如キハ字畫ノ餘リ複雜ナラスシテ其用ノ最モ廣キ者大凡二千字ヲ選ビ印書上普通ノ字體ヲ用ヒテ字形ヲ一目瞭然ナラシム而シテ其第一卷ニ於テハ兒童始メテ漢字ノ學習ニ就クノ際ナレハ特ニ茲ニ意ヲ用ヒテ單簡容易ナル漢字ヲ撰ヒ且前課ニ用ヒタル漢字ハ必ス之ヲ後課ニ複出シテ兒童ノ學習ニ便シ其記憶ヲ牢クセン「ヲ期セリ又通卷繪畫ヲ挿入シテ解説ノ補益トシ併セテ兒童ヲ樂マシムルノ用ニ供シタリ又卷中間々歌詞體ヲ交ヘ兒童ヲシテ吟詠ノ際自ラ其興味ヲ悟ラシメン「ヲ旨トセルモノナリ今正ニ其第一卷ヲ出版シ以下ノ諸卷モ續々公行スヘキ筈ナリ（文部省）

〔備考〕 提出漢字実数一五三二字

## ○高等小學讀本（明治二十年十月）

（前略）文字ノ新奇ニシテ學ヒ難カルヘキモツハ、其課ノ末ニ摘錄シテ是ニ註解ヲ加ヘ、又地名、

人名ノ讀ミ難キ者ニハ傍訓ヲ施セリ。〔下略〕一緒言一

普通學務局第一課所管事項

小學校令同施行規則 (明三三・八・二二)

同施行上注意事項 (明三三・八・二二)

總務局圖書課所管事項

羅馬字書方調查報告 (明三三・一一・五)

同 發行 (明三四・五・一三)

外國地名人名取調復命書 (明三五・八・九)

同 訂正 (明三五・一二・四)

同增補訂正正誤 (明三六・一一・一〇)

○小學校令施行規則 (明三三・八・二二官報)

文部省令第十四號

小學校令施行規則ヲ定ムルコト左ノ如シ

明治三十三年八月二十一日

文部大臣 伯爵 樺山 資紀

第十六條 小學校ニ於テ教授ニ用フル假名及其ノ字體ハ第一號表ニ、字音假名遣ハ第二號表下欄ニ

依リ又漢字ハ成ルヘク其ノ數ヲ節減シテ應用廣キモノヲ選フヘシ

尋常小學校ニ於テ教授ニ用フル漢字ハ成ルヘク第三號表ニ掲タル文字ノ範圍内ニ於テ之ヲ選フヘシ

## ○訓令（明三三・八・二二官報）

### 文部省訓令 第十號

#### 小學校令改正ノ要旨及其施行上注意要項

(前略) 又小學校ニ於テ教授ニ用フル假名ノ字體並ニ字音假名遣ノ例ヲ示シ以テ兒童ヲシテ簡便ニ實際ノ應用ニ資シ易カラシメンコトヲ期シ徒ニ複雜繁密ノコトノ爲ニ過度ノ心力ヲ費スコトナカラシメ且尋常小學校ニ於テ教授ニ用フル漢字ノ數ヲ凡ソ千二百字内外ニ於テ選用スルコト、セリ從來小學校ニ於ケル教授ノ實況ヲ視ルニ專ラ力ヲ文字ノ教授ニ盡シテ德育上智育上肝要ナル事項ニ及フ能ハサルノ憾アリ而モ猶文字ノ知識確實ヲ観キ自在ニ之カ應用ヲ爲スヲ得ス蓋學習スル文字ノ數ヲ減シ日當須知ノモノニ限ルトキハ之ニ練熟セシメ易ク從テ應用上ニ於ケル利益却テ多クシテ必要ナル知識技能ヲ得シムルニ於テ亦敢テ不便ヲ感スルコトナキヲ得ン是レ今回尋常小學校ニ於テ教授ニ用フル漢字ノ大體ノ範圍ヲ示シタル所以ナリ(中略) 修業年限ニ於テハ義務教育ノ年限即チ尋常小學校ノ修業年限ハ三年若ヘ四年ニシテ此ノ年限内ニ於テハ小學校ノ本旨トスル道德教育及國民教育ノ基礎並ニ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヘ蓋爲シ難キ所ナリ之ヲ歐洲諸國ニ於ケル義務教育ノ年限ニ比スルニ短キコト三四四年ナルノミナラス言語文字ノ學習ニ於テ我ハ彼ニ比シ數倍ノ

困難アリ（下略）

○羅馬字書方調査報告（明三三・一一・五官報）

羅馬字書方調査報告 文部省ニ於テ囊ニ文學博士上田萬年、神田乃武、渡部董之介、小西信八、磯田良、文學博士高楠順次郎、湯川寛吉、蘆野敬三郎、金子銓太郎、大西祝及藤岡勝二ヲシテ羅馬字ヲ以テ國語ヲ寫ス方法ヲ調査セシメシニ其報告書左ノ如シ（文部省）

（本文略）

○辭令（明三五・二・一四官報）

東京帝國大學文科大學教授文學博士 坪井九馬三

東京帝國大學理科大學教授理學博士 神保小虎

第一高等學校教授 寒作元八

女子高等師範學校教授 野口保興

東京高等師範學校教授 磯田良

外國地名及人名ノ稱ヘ方及書キ方取調委員ヲ命ス（二月十二日文部省）

○外國地名及人名取調（明三五・一一・五官報）

本年二月十二日東京帝國大學文科大學教授文學博士坪井九馬三、東京帝國大學理科大學教授理學

博士神保小虎、第一高等學校教授箕作元八、女子高等師範學校教授野口保興、東京高等師範學校教授磯田良、東京高等師範學校教授山崎直方ニ外國地名及人名ノ稱へ方及書キ方取調委員ヲ命シ師範學校中學校高等女學校程度ノ地理及歷史教授用外國地名及人名ノ稱へ方及書キ方ヲ取調ヘシメタルニ同八月九日附ヲ以テ左ノ如ク調査方針ト共ニ復命セリ（文部省）

### 調査方針

- 一 外國ノ地名及人名ノ稱へ方ハ本邦人ノ稱へ易キニ從ヒ成ルヘク其ノ國ノ稱へ方ニ據ル
- 一 外國ノ地名及人名ニシテ我國ニ於テ襲用シタル稱へ方アルトキハ成ルヘク變更ヲ加ヘス
- 一 支那本部及朝鮮ノ地名及人名ノ稱へ方ハ舊來ノ字音ニ據ル  
但シ開港場及其他人口ニ膾炙セル名稱ハ此限リニアラス
- 一 個人名ハ各國ノ稱へ方及書キ方ニ據ラス特ニ本邦ノ稱へ方及書キ方ヲ定ム
- 一 通常個人名トシテ用フル名稱ナルトキハ\*印ヲ附ス
- 一 原名又ハ別名ノ顯著ナルモノハ參照トシテ括弧ヲ畫シテ之ヲ附載ス
- 一 支那ノ古書ニ確實ノ出典アルモノハ譯字ノ精密ナルモノノ艱澁ナルモノヲ選ミ參照トシテ括弧ヲ畫シテ之ヲ附記ス

（以下細則略）

○外國地名及人名 (明三五・一二・二六官報)

外國地名及人名ノ稱ヘ方及書キ方取調委員東京帝國大學文科大學教授文學博士坪井九馬三、東京帝國大學理科大學教授理學博士神保小虎、第一高等學校教授實作元八、女子高等師範學校教授野口保興、東京高等師範學校教授磯田良、東京高等師範學校教授山崎直方ノ調查方針及復命事項中左ノ如ク訂正ノ旨本月四日附ヲ以テ更ニ復命セリ 去月十五日官報附錄本欄内參看(文部省)

(本文略)

○外國地名及人名增補及訂正 (明三六・一二・二六官報附錄)

外國地名人名ノ稱ヘ方及書キ方取調委員東京帝國大學文科大學教授文學博士坪井九馬三、東京帝國大學理科大學教授理學博士神保小虎、東京帝國大學文科大學教授文學博士實作元八、女子高等師範學校教授野口保興、東京高等師範學校教授磯田良、東京高等師範學校教授山崎直方ノ復命事項ヲ左ノ如ク増補及訂正ノ旨去月十日附ヲ以テ更ニ復命セリ 昨三十五年十一月十五日官報附錄本欄内參看(文部省)

(語例增補及訂正略)

大臣官房圖書課所管發表事項

所管事項 臨時假名遣調查委員會

教科用圖書調查委員會

発表事項

國語調査委員會へ諮問ノ假名遣改定案同別案（明三八・一）

假名遣試験成績表（明三八・三）

教科書ノ検定又ハ編纂ニ關シ文法上許容スヘキ事項（明三八・一二・二）

句讀法案（明三九・三）

分別書キ方案（明三九・三）

明治三十八年二月 假名遣改定案ニ對スル世論調査報告 一冊（明三九・九・一〇）

假名遣諮詢ニ對スル答申書（明三八・一二・三四）

新舊假名遣對照語彙 一冊（明三九・一一・三四）

新假名遣國語表案 一冊（明四一・五）

臨時假名遣調査委員會ニ對スル諮詢案（明四一・五・二八）

臨時假名遣調查委員會議事錄 一冊（明四二・一・一八）

普通學務局第一課所管事項

小學校令施行規則改正（明四一・九・一二）

同 通牒（明四一・九・七）

大臣官房秘書課所管事項

高等教育會議諮詢ノ假名遣改定案同別案（明三八・二）

○國語調査委員會ニ於ケル文部次官演述（明三八・三・八官報）

今般國語假名遣改定案及字音假名遣ニ關スル事項ニ關シ文部大臣ヨリ國語調査委員會へ諮詢シタ  
ニ付キ本月三日開會ノ同委員會ニ於テ文部大臣ニ代リ文部次官ノ演述シクル要領左ノ如シ（文部  
省）

（演述略）

○高等教育會議諮詢案（明三八・三・二五官報）

本月二十一日ヨリ開會ノ第九回高等教育會議ニ文部大臣ヨリ提出シタル諮詢案左ノ如シ  
文法上許容スヘキ事項

國語假名遣改定案

字音假名遣ニ關スル事項

附國語假名遣改定別案（下略）

○高等教育會議（明三八・三・二二官報）

一昨二十日開會ノ第九回高等教育會議左ノ如シ（文部省）

一昨二十日午後一時三十分開會出席議員四十三人抽籤ニ依リ議員ノ席次ヲ定メ諸般ノ報告ヲ畢  
リ文部大臣ハ左ノ演説ヲナセリ

(演説略)

○高等教育會議 (明三八・三・二三官報)

第九回高等教育會議ノ經過左ノ如シ (文部省)

本月二十日開會ノ高等教育會議ニ於テハ諮詢案中「文法上許容スヘキ事項」「國語假名遣改定案」「字音假名遣ニ關スル事項」ノ三件ハ第一讀會ニ於テ十三人ノ同一調査委員付託ニ決シ、(中略)午後五時十分散會セリ

○高等教育會議 第九回高等教育會議ノ經過左ノ如シ (文部省) (明三八・三・二七官報學事)

本月二十四日午後一時五十分開會諮詢案中「國語假名遣改定案」「字音假名遣ニ關スル事項」ノ二件ニ對シテハ重要ノ問題ナルヲ以テ十分講究ノ必要アリ依テ他日ヲ俟チテ更ニ諮詢アランコトヲ望ム旨ヲ議決シ (中略) 是ニ於テ諮詢案議事終了ニ付キ文部大臣ニ代リ文部次官ノ挨拶アリ午後四時四十分散會セリ

○國語假名遣改定案並ニ字音假名遣ニ關スル說明大要 (明三八・四・一三官報)

去月高等教育會議ヘ諮詢シタル事項中國語假名遣改定案並字音假名遣ニ關スル事項ノ二件ニ對シ

テハ該會議ニ於テ重要ノ問題ナルヲ以テ十分講究ノ必要アリ依テ他日ヲ俟チテ更ニ諮問アランコトヲ望ムトノ答申アリタリ就テハ文部省ニ於テハ之ヲ宿題トシ世人ト共ニ之ヲ研究スルノ必要ヲ認ムルヲ以テ該會議席上ニ於テ主任者ノ爲シタル説明ノ大要ヲ茲ニ掲載シテ世人ノ参考ニ供ス

去月二十五日（文部省）國語假名遣改定案ノ説明大要（略）  
本欄内參看

### ○告示（明三八・一二・二官報）

教科書ノ検定又ハ編纂ニ關シ文法上許容スヘキ事項（明治三八・一二・二文部省告示第五十八號）

教科書ノ検定又ハ編纂ニ關シ文法上許容スヘキ事項ヲ定ムルコト左ノ如シ

（十六項目略）

### 理由書

國語文法トシテ今日ノ教育社會ニ承認セラルモノハ德川時代國學者ノ研究ニ基キ專ラ中古語ノ法則ニ準據シタルモノナリ然レトモ之ニノミ依リテ今日ノ普通文ヲ律セシム言語變遷ノ理法ヲ輕視スルノ嫌アルノミナラスコレマテ破格又ハ誤謬トシテ斥ケラレタルモノト雖モ中古語中ニ其用例ヲ認メ得ヘキモノ渺シトセス故ニ文部省ニ於テハ從來破格又ハ誤謬ト稱セラレタルモノノ中慣用最モ弘キモノ數件ヲ擧ケ之ヲ許容シテ在來ノ文法ト並行セシメンコトヲ期シ其許容如何ヲ國語調査委員會及高等教育會議ニ諮詢セシニ何レモ審議ノ末許容ヲ可トスルニ決セリ依テ自今文部省ニ於テハ教

科書検定又ハ編纂ノ場合ニモ之ヲ應用セントス

○省 令 (明四一・九・七官報)

文部省令第二十六號

明治三十三年文部省令第十四號小學校令施行規則中左ノ通改正ス

明治四十一年九月七日

文部大臣 小松原英太郎

第十六條及第一號表乃至第三號表ヲ削除ス

附 則

從前ノ規定ニ依リ編纂シタル教科用圖書ハ其ノ改正シタルモノヲ使用スルニ至ルマテ仍之ヲ使用セシム

○訓 令 (明四一・九・七官報)

文部省訓令第十號

北海道廳府縣

今般文部省令第二十六號ヲ以テ小學校令施行規則中ニ改正ヲ加ヘ小學校ニ於テ教授ニ用フル假名及其ノ字體、字音假名遣竝ニ漢字ニ關スル規定ヲ削除セリ

假名ハ大體ニ於テ從來ノ規定ニ依ルヲ適當ト認ムルモ尙普通ニ行ヘル、變體假名ヲ加ヘ授クルノ必要アリ漢字ノ數モ亦義務教育延長ノ結果相當ノ増加ヲ要ス是レ假名及其ノ字體竝ニ漢字ニ關スル規

定ヲ削除シタル所以ナリ又字音假名遣ハ當初改正ノ際ハ兒童ヲシテ國語學習上ニ於ケル困難ヲ避ケシメントスル趣旨ニ出テタルモノナレトモ實施ノ結果ニ鑑ミ豫期ノ目的ニ副フコト能ハサルヲ認メタルヲ以テ今回國定教科用圖書改正ノ時期ニ迫レルヲ機トシ之ヲ廢止セリ惟フニ假名遣ハ時勢ノ進歩ニ伴ヒ整理ヲ要スヘキコト勿論ナリト雖尙益々慎重ナル研究ヲ積ミ以テ其ノ目的ヲ達センコトヲ期ス

省令改正ノ結果字音假名遣ハ小學校ニ於テモ他ノ學校ニ於ケルカ如ク古來慣用ノ例ニ依ルヘク教科用圖書亦之ニ依リテ編纂セラルヘシ然レトモ字音假名遣ノ爲徒ニ國語ノ學習ヲ艱澁ニシ兒童ノ心神ヲ過勞セシムルカ如キハ務メテ之ヲ避ケサルヘカラサルヲ以テ敢テ繩墨ニ拘泥スルヲ要セス便宜從前ノ假名遣ヲ許容スル等取捨其ノ宜シキニ從ヒ適當ノ教授ヲ施サンコトヲ要ス

地方長官ハ事ニ兒童ノ教育ニ當ル者ヲシテ克ク此ノ意ヲ體シ以テ省令改正ノ趣旨ヲ貫徹セシメンコトヲ努ムヘシ

明治四十一年九月七日

文部大臣 小 松 原 英 太 郎

### ○小學校令施行規則中教授用假名及字體、假名遣等ニ關スル規定削除ニ付教授上ノ注意事項

(明治四十一年九月十二日 各地方廳及各高等師範  
申發普三四四號 學校へ普通學務局通牒)

今般省令第二十六號ヲ以テ小學校令施行規則中小學校ニ用フル假名及其字體等ニ關スル規定ヲ削除

セラレ同時ニ右改正ノ趣旨ヲ訓令相成候ニ就テハ小學校職員等ニ於テ左記事項相心得教授上不都合無之様特ニ御注意相成度依命此段及通牒候也（學校へハ小學校職員ヲ貴校職員トス）

### 記

一、小學校令施行規則中假名及其字體竝ニ字音假名遣ニ關スル規定廢止セラレタルモ此際俄ニ舊來慣用ノ假名遣ニ依リ教授ヲ爲シ又ハ教科書中ノ假名遣ヲ舊來ノモノニ更正シテ教授ヲ爲スハ教授上及學習上混雜ヲ惹起スルノ憂ナシトセサルニ付現在ノ教科書使用中ハ尙從來ノ字音假名遣ニヨリ教授ヲ爲スヲ妨ケス但上級ノ兒童ニ對シテハ適宜古來慣用ノ字音假名遣ヲ授ケ其一班ヲ知得セシムルコト

二、改正教科書使用後ハ小學校ノ國語教授ハ當然古來慣用ノ字音假名遣ニ依ラシムヘキハ勿論ナルモ強ヒテ下級ノ兒童ニ對シテ之ヲ學習セシムルヲ要セス且一般ノ兒童ニ對シテモ從來ノ字音假名遣等ノ使用ヲ許容シ強ヒテ之ヲ訂正セシムルヲ要セサルコト

### 普通學務局第三課（國語調査室）発表事項

獨逸國內各都市の小學校に於ける國語教育に關する報告 一冊 （大二・六）〔文部省留學生保科孝一〕  
英國に於ける語法上の術語制定運動 一冊 （大六・七）〔保科孝一・安藤正次〕

外來語問題に關する獨逸に於ける國語運動 一冊 （大七・七）〔保科孝一・安藤正次〕  
アクセントとは何か 一冊 （大八・七）〔佐久間鼎・神保格・東條操・安藤正次〕

國定小學讀本卷の一・二のアクセント一冊 (大八・七) 「神保 格」

外國に於ける國字問題 一冊 (大八・七) 「保科孝一・安藤正次」

漢字整理案 一冊 (大八・一三) 「服部宇之吉外十一名」

口語文用例集 第一輯 一冊 (大九・一) 「保科孝一」

口語文用例集 (大一〇・五) 「保科孝一」

口語体公用文訓令 (大八・七一一大八・九)

### ○口語体公用文

(原 内閣・中橋文相)

文部省訓令 第六號 大正八年七月二十九日 (大八・七・二九官報)

(戰後食料問題ニ關シ學生生徒ノ教授上注意方)

同 第七號 大正八年八月六日 (大八・八・六官報)

(戰後經營ノ方策上教育從事者ヲシテ社會並其ノ家族ニ對シ勤勞ノ美風獎勵方)

同 第八號 大正八年八月十九日 (大八・八・一九官報)

(國民生活ノ充實並國富増進上消費節約ニ關シ地方長官及教育從事者ニ注意)

同 第九號 大正八年九月十九日 (大八・九・一九官報)

(兒童生徒及學生ノ近視豫防ニ關スル注意)

國語對策協議會議事錄 一冊 昭一四・一一 (圖書局)

○圖書局國語課発表事項

文部省ニオケル國語調査ノ經過 一冊 昭一六・四

標準漢字表(二六六九字) 一冊 昭一七・一二

標準漢字便覽 一冊 昭一八・一〇・三〇

○教學局國語課発表事項

發音符號 一冊 昭一九・三

◎國語調査室(教科書局調査課・教材研究課)所管発表事項

送りがなのつけ方(案) 昭和二十一年三月

くぎり符号の使ひ方「句讀法」(案) 昭和二十一年三月

くりかへし符号の使ひ方「をどり字法」(案) 昭和二十一年三月

外國の地名・人名の書き方(案) 昭和二十一年三月

公文用語の手びき 総理廳・文部省共編 昭一一・一〇印刷局発行

當用漢字表の実施に関する件 内閣訓令第七号 昭一一・一一・一六官報号外

當用漢字表 内閣告示第三十二号 昭一一・一一・一六官報号外

現代かなづかいの実施に関する件 内閣訓令第八号 昭一一・一一・一六官報号外

現代かなづかい

内閣告示第三十三号 昭二一・一一・一六官報号外

「当用漢字表」(同音訓索引) 「現代かなづかい」 内閣・文部省 昭二一・一一

### ○教科書局國語課所管発表事項

新制当用漢字現代かなづかい要覽 文部省・印刷局共編 昭二二・五・八 印刷局發行

公文用語の手びき 総理廳・文部省共編 昭二二・九・一五 印刷局發行

当用漢字別表の実施に關する件 内閣訓令第一号 昭二三・二・一六官報号外

義務教育期間中に読み書きとともに指導すべき漢字の範囲

(当用漢字別表)

内閣告示第一号 昭二三・二・一六官報号外

当用漢字音訓表の実施に關する件 内閣訓令第二号 昭二三・二・一六官報号外

日常使用する漢字の音訓の範囲(当用漢字音訓表) 内閣告示第二号 昭二三・二・一六官報号外

五十音順当用漢字音訓表 付別表・現代かなづかい要領 昭二三・三

五十音順当用漢字音訓表 付別表・現代かなづかい要領 昭二三・五・一〇 学徒図書組合發行

新制当用漢字現代かなづかい要覽 改訂増補 文部省・印刷局共編 昭二三・七・一〇 印刷局發行

当用漢字・教育漢字便覽 文部時報附錄 文部省調査局編 昭二三・六・一〇 地方行政学会發行

改編公文用語の手びき 総理廳・文部省共編 昭二四・二 印刷局發行

## 〔ローマ字教科書〕

TARÔ SAN

昭和二十一年度 小学校四・五・六年用

WATAKUSITATI NO MATI 同 中学校一・二・三年用

MATI

昭和二十四年度 小学校五年用

KUNI

同 小学校六年用

SEKAI

同 中学校一・二・三年用

TARÔ SAN (改訂増補版)

同 小学校四年用

(右よりずれも訓令式 標準式の二種)

ローマ字教育の指針 (増補版) 昭114・11

國語調査沿革資料

同

当用漢字に関する文献目録  
現代かなづいに

國語學習の効果判定に関する調査報告

同

現代かなづかい書記能力に関する調査報告

同